

(4) 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置（第5章）

法第5章は、集約した情報等に基づき消費者庁が被害の発生又は拡大の防止のためにとる措置等について規定しています。

法第15条は、消費者事故等による被害の拡大や同種・類似の事故等の発生防止のため、消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、消費者庁が被害発生・拡大防止に資する情報を都道府県、市町村に提供するとともに、これを公表すること等を定めています（注意喚起）。

また法第16条は、消費者被害の発生や拡大防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、消費者庁が当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、その速やかな実施を求めることができること等を規定しています（措置要求）。

さらに法第17条は、重大事故等が発生した場合で、被害の拡大等の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がない場合（いわゆる「すきま事案」に当たるケース）、消費者庁が事業者に対し直接必要な措置をとるべき旨を勧告することができること等を規定しています（勧告・命令）。また法第18条は、同じく「すきま事案」に当たるケースで、安全性を欠く商品等により重大事故等が発生し、かつその被害が拡大する等の急迫した危険がある場合で特に必要があると認めるときは、消費者庁が商品等の譲渡等を禁止・制限することができること等を規定し（譲渡等禁止・制限）、法第19条は、譲渡等禁止・制限に違反した事業者に対して商品等の回収等を命じることができることを規定しています（回収等命令）。

以上のような規定により、消費者庁が消費者事故等の被害発生・拡大防止のための様々な措置をとることができるようになります。こうした様々な措置をとるために、法第22条は、消費者庁による事業者に対する報告要求や立入調査等の権限について規定しています。この権限は、都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長に委任することができることとされています。

なお、法第 21 条では、都道府県の区域内での消費者被害の発生や拡大防止を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事が消費者庁に対し、必要な措置の実施を要請することができる旨が定められています（措置要請）。

2 事故情報一元化に関連する制度

(1) 情報一元化の基盤となるシステム～「事故情報データバンク」

1 で述べたように、消費者事故情報等は消費者庁に一元的に集約されることとなりますが、これを現実に収集するためのシステムがインターネット上に構築され、平成 21 年度内に稼働される予定です。この「事故情報データバンク」には、行政機関や地方公共団体（消費生活センターを含む。）等から消費者庁に通知された事故情報等や、参加関係機関（データベース）の保有する事故情報等がすべて登録され、共有されることとなります。

事故情報等に関する具体的な収集内容としては、消費者安全法施行規則に規定された消費者庁への通知事項（消費者事故等の発生日時及び場所、事故等が発生した旨の情報を得た日時及び方法、事故等の態様、事故等の原因となった商品等又は役務を特定するために必要な事項、被害の状況、（重大事故等以外の消費者事故等の場合は）その他当該事故等に関する事項）を含め、事故に関してできる限り詳細な情報とされる予定です。

ところで、この「事故情報データバンク」と PIO-NET との関係については、後者（PIO-NET）が国民生活センターと各地の消費生活センターの間で任意に相談情報を共有するための仕組みであり、主に財産上の被害に関する相談が登録されているのに対し、前者（事故情報データバンク）は、消費者安全法に基づいて義務的に集約される重大事故情報を中心としながら、生命・身体被害に関する情報をヒヤリハット情報も含め、より幅広い主体から速やかに収集するとともに、生命・身体被害に関する情報データバンクとして国民の利用にも供するものであって、趣旨・目的を異にするものです。なお、両者の登録情報の包含関係についてみれば、PIO-NET に

入力された事故情報等のうち、生命・身体被害に関するもの（いわゆる、危害・危険情報）が事故情報データベースに登録されることとなります。

また、事故情報データベース稼働後の消費者安全法上の位置付けについては、平成 21 年 11 月 27 日の規則改正により、PIO-NET と同様に、同法に基づく消費者庁への情報通知手段の一つとされています。したがって、重大事故等以外の消費者事故等についての通知の手段として、PIO-NET と事故情報データベースのどちらも利用できることとなりますが、PIO-NET への入力情報は、データを変換した上で事故情報データベースにも登録されるという関係にありますので、消費生活センター等において、PIO-NET と事故情報データベースの両方に同じ情報を入力する必要はありません。ただし、相談情報以外の生命・身体被害に関する消費者事故等（重大事故等を除く）の情報は、PIO-NET ではなく事故情報データベースに直接入力していただくようお願いします。

(2) 府省庁間における情報共有の仕組み～「消費者安全情報総括官制度」

消費者庁への事故情報一元化は、消費者安全法による行政機関等からの通知義務により実現されることとなりますが、府省庁間においては、日常からの消費者事故情報等の共有の仕組みとして「消費者安全情報総括官制度」（関係省庁の局長クラスにより構成）が存在します。

この「消費者安全情報総括官制度」は、消費者庁発足以前から、消費者の安全確保に政府一体として取り組んでいくため、食品、施設、製品及び役務により消費者の生命・身体に生ずる被害に関する情報の集約、共有体制や緊急時の即応体制の強化を推進してきたものです。消費者庁設置後は、緊急時の即応体制の仕組みとしては、消費者安全法第 6 条に規定する「消費者安全の確保に関する基本的な方針」に盛り込まれる予定の「緊急対策本部」（閣僚クラスによる構成を予定）が設置される予定ですが、加えて、局長クラスからなる消費者安全情報総括官制度も引き続き設置されています。

(3) その他の関係法令～改正消費生活用製品安全法

消費者庁発足に伴い、関係法律には消費者庁が新たに所管・共管することとされたものがありますが、そのうち消費者安全の分野における特に大きな変更として、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故情報報告・公表制度の経済産業省から消費者庁への移管があります。

この重大製品事故情報報告・公表制度の移管により、消費者庁設置後は、製造事業者又は輸入事業者による製品事故情報は消費者庁に報告されることになり、また消費者庁は経済産業省等に協議した上で事故情報の公表を行うこととなります(消費生活用製品安全法第 35 条、第 36 条第 1、2 項)。なお、公表に先立ち製品の安全性に関する調査を行う場合は消費者庁及び経済産業省が共同して行うこととなり、また製品の技術上の調査が必要な場合は経済産業省が独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)に行わせることができます(同法第 36 条第 3、4 項)。

3 消費者庁発足後の事故情報等の流れ

消費者庁発足後の事故情報等の流れをまとめると図のようになります。なお、消費生活センター等から消費者庁への具体的な通知の方法や内容等についてはⅡ 1 を参照してください。

(図) (各用語の詳細は「消費者安全法の解釈に関する考え方」参照)

